

大阪商工会議所における「月次支援金」の事前確認について（告知）

大阪商工会議所における「月次支援金（4～6月分）」の事前確認は、会員に限定して実施します（予約受付期間は7月上旬～8月26日、ただし申請対象月に応じた〆切があります）。

なお、新規会員は7月12日（月）17時入会申込書到着（7月19日承認）分までを対象とします。これ以降の入会者は事前確認の対象となりませんのでご注意ください。

現在非会員で事前確認を希望される場合は、7月12日（月）17時までに入会手続きをお願いいたします。

[入会申込書送付のご希望はこちら](#)

ご入会に関するお問合せ：経営相談室 06-6944-6471

事前確認を希望される会員は事前確認の予約受付開始まで下記をご覧ください、ご準備をお願いいたします。詳細につきましては、6月下旬頃 HP にてご案内の予定です。

【ご注意事項】

◇本会議所では、申請希望者が本支援金の給付対象であるかどうかの判断は行いません。また、事前確認の完了により給付を保証するものではありません。

- ・事前確認は国からの指示を受け、事業者が月次支援金を申請される前に
 - (1) 事業実態の有無の確認
 - (2) 月次支援金の制度内容を理解して申請しようとしているかの2点についてのみ確認するものです。

◇本会議所では申請についてのサポートは行いません。ご自身による申請が難しい場合は申請サポート会場をご利用されるなどのご対応をお願いいたします。

◇2021年1月～3月に開業した事業者等を対象とする新規開業特例の事前確認は「月次支援金事務局」の登録確認機関が行います。本会議所では実施いたしません。

【事前確認の対象について】

◇大阪商工会議所の「月次支援金」事前確認は、以下の1～3を全て満たす会員（法人役員会員・団体役員会員を除く）を対象を限定して実施します。

1. 「一時支援金」の未受給者または「月次支援金」の事前確認を受けたことがない
2. 月次支援金または一時支援金事務局 HP から「申請 ID」を取得し、月次支援金の「宣誓・同意書」に代表者が自署していること（「一時支援金」申請事業者の「申請 ID」は月次支援金と共通です）
3. 事前確認（電話による確認）時点で会員として正式承認されていること
 - ・新規入会の場合、事前確認の対象は7月19日承認の会員までとさせていただきます。

入会申込書の到着〆切日及び承認日は以下のとおりです。

●7月12日(月)17時〆切、7月19日(月)承認

・7月12日(月)17時の〆切以降に入会申込書を頂いても事前確認の対象外となりますので、非会員の方はお早めに入会手続きをお願いいたします。

・新規会員の事前確認予約は上記の承認日14時以降可能となります。

※特定商工業者(年間3,500円だけをご負担いただいている事業者)は会員に該当しませんのでご注意下さい。

【事前確認の予約〆切について】(重要)

◇「4月分・5月分」と「6月分」の受付期間に対応して本会議所における事前確認予約の〆切は下記のとおりとさせていただきます。

●4月分・5月分の前事前確認予約〆切 8月6日(金)

●6月分の前事前確認予約〆切 8月26日(木)

【事前確認予約前のご確認事項】

◇月次支援金 HP で支援金の概要をご覧になり、支援対象に該当されるかをご確認下さい。

経済産業省 HP : https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

◇事前確認を経て「一時支援金」を受給した事業者様は事前確認が不要です。

◇一時支援金に申請された方は「マイページ」で審査状況をご確認下さい。給付が決定していれば事前確認の必要はありません。

◇一時支援金申請事業者で事前確認が必要な場合は一時支援金の「申請 ID」の使用可否について月次支援金事務局にご確認下さい。

【事前確認の予約について】

◇事前確認のご予約は会員専用の予約フォームにて受付を行います。ご予約受付後、ご代表者様に対して電話による事前確認を実施します。

◇架電による事前確認は祝日を除く月曜日～水曜日を予定していますので、ご協力をお願いいたします。詳細は後日 HP でご案内いたします。

◇予約に際しては「申請 ID」と本会議所の会員番号が必要となります。予めご準備をお願いいたします(会員番号は会員証、会費請求書等でご確認下さい)。

大阪商工会議所月次支援金対応担当「会員専用ダイヤル」：06-6944-6468(7月開設予定、対応可能日等については改めてご案内します)

※本会議所では月次支援金に関する対面およびメールによるお問合せ・ご相談等への対応を行っておりません。ご了承下さい。